

第1章 感染症予防を推進するための基本的な方向

<第1 計画策定について>

1 趣旨

令和4年(2022年)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」が改正され、令和元年(2019年)に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後起こり得る新興感染症の発生や感染症のまん延時に備え、国、県及び関係機関との連携協力による医療体制の確保、保健所や検査体制の強化、ワクチン接種の実施体制を確保することが示されました。

そのため、本市においても感染症による健康危機に対し、市民の生命及び健康を守るため、平時から感染症対策に取り組み、感染症発生時には迅速な対応を行えるよう推進します。

2 計画の位置付け

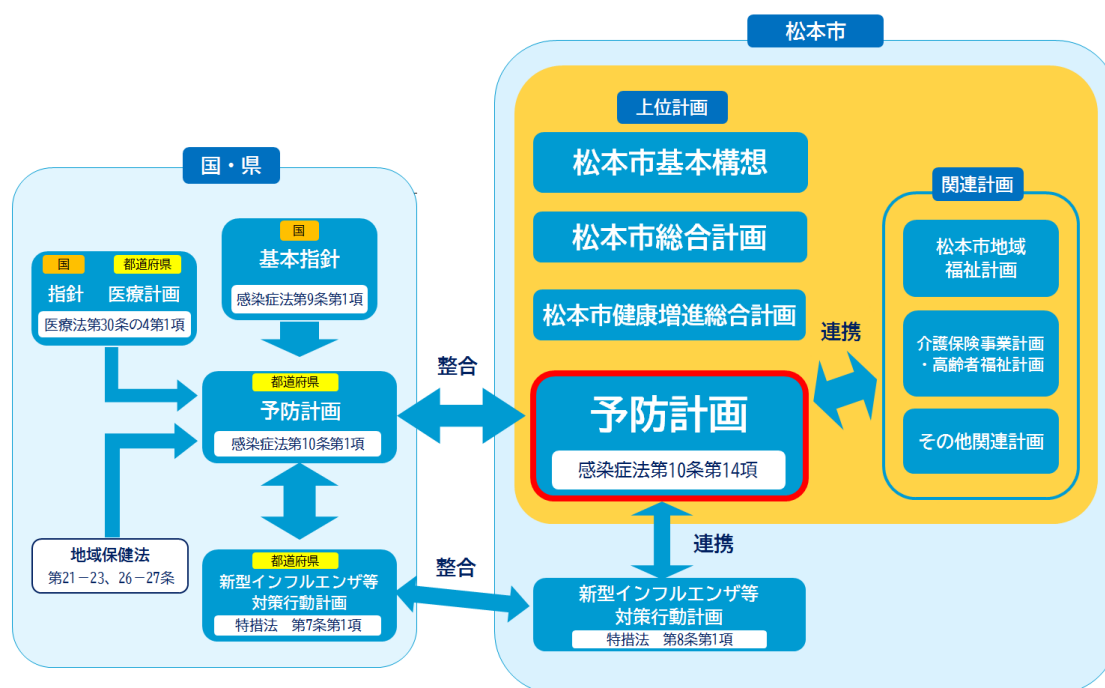
感染症法に基づき、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び特定感染症予防指針並びに県の「長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(以下「長野県感染症予防計画」という。)に即して、地域保健法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等対策行動計画」との連携・整合性を図り、計画を策定するものです。

また、「松本市総合計画(松本市基本構想2030・松本市第11次基本計画)」の基本施策「保健衛生・生活衛生の充実」に向けた本市の感染症対策の施策の基本となる計画です。【図1】

3 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)まで(6年間)

【図1】 予防計画の位置付け



<第2 基本的な対策の方向性>

1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民及び医師等の医療関係者への情報提供(以下「感染症発生動向調査」という。)を適切に実施するための体制を整備し、国の基本指針及び長野県感染症予防計画並びに「松本市感染症予防計画」(以下「本予防計画」という。)に基づく取組みを通じて、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の施策を推進します。

2 社会全体の予防に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析を行い、その分析結果と感染症の予防及び治療に必要な情報の公表を行うことで、市民の予防に対する意識の向上や感染症の患者に対する適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねを行うことで「社会全体の予防」を推進します。

3 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら適切な医療を受け、入院措置がとられた場合には早期に社会に復帰できる環境の整備に努めます。

また、感染症に関する個人情報の保護には十分留意しつつ、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて市民への正しい知識の普及啓発に努めます。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生に対して、周囲へまん延する可能性を踏まえ、市民の健康を守るためには健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含め疫学的視点を重視しつつ、関係機関が適切に連携して対応できるよう、本予防計画に基づき、迅速かつ的確に対応すべく健康危機管理体制を構築します。

5 市の果たすべき役割

地域の特性に配慮しつつ、国、県及び関係機関と連携して、次の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講じます。

- (1) 正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進
- (2) 感染症対策に携わる人材の養成及び資質の向上並びに確保
- (3) 迅速かつ正確な検査体制の整備
- (4) 相談体制、医療提供体制、療養支援体制の整備
- (5) 学校、社会福祉施設等との連携

6 関係機関等の果たすべき役割

ワンヘルス（One Health）時代の感染症対策を進めるため、各機関においてその役割を踏まえ、相互連携を深めます。

(1) 市民の果たすべき役割

- ア 感染症に関する正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと。
- イ 偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないこと。

(2) 医療及び福祉関係者の果たすべき役割

- ア 医師その他の医療関係者は、国、県及び市の施策に協力するとともに、感染

症の患者等が置かれている状況を認識し、患者等に対して適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供すること。

イ 病院、診療所、病原体等の検査機関、社会福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずること。

(3) 獣医療関係者の果たすべき役割

ア 獣医師その他の獣医療関係者は、国・県及び市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与すること。

イ 動物取扱業者は、自ら取り扱う動物及びその死体を原因とした感染症の発生を予防するための知識及び技術の習得、動物の適切な管理その他の必要な措置を講ずること。

(4) 食品衛生及び環境衛生関係者の果たすべき役割

ア 食品衛生関係者は、飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防のため、食品等の適切な衛生管理を講じ、感染症発生時の対応においては、国・県及び市の施策に協力すること。

イ 環境衛生関係者は、ねずみ族、昆虫等を介した感染症や生活衛生営業施設等が関係する感染症の予防対策を講じ、発生時の対応においては、国・県及び市の施策に協力すること。

7 検疫所等との協力・連携

(1) 国内に常在しない病原体の侵入防止や、国内でのまん延に対処するための体制を整備するまでの時間を確保するためには水際対策が重要であり、各検疫所と連携し市内に滞在する入国者の健康観察等を実施します。

(2) 市内にある信州まつもと空港の国際化に向けた県の取組みに対し、国際便が着陸する際には、県及び現地に赴く東京検疫所の検疫官と密に連携を取り、患者等の移送や検査等を迅速に行います。

8 県との連携

感染症発生時の医療体制については、長野県感染症予防計画に基づき県が総合的な調整を行うこととされています。医療機関の連携体制構築、病床確保、入院調整、医療人材の確保等について県が設置する「長野県感染症対策連携協議会」等を通じ、情報共有と課題検討を行うとともに、松本圏域の医療提供体制については県と協力し確保に努めます。また、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくため、感染症の流行状況の把握・分析や関係機関への情報発信等、県と一体となって取り組みます。